

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	建設局道路河川部河川課(06-6615-6833)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	原状回復命令
概要	河川管理者から使用の許可を受けている場合であっても、許可の期間が満了したときや許可の効力を失ったときなどには原状回復などの行為を命ずることがあります。
根拠法令等 及び条項	大阪市普通河川管理条例第18条第1項、第3項 (http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
処分基準	次に掲げる場合には、使用者に対し、直ちに原状に回復し、又は生産物の採取の後を整理することを命ずることがある。 <ul style="list-style-type: none">・許可の期間が満了したとき。・許可の行為をやめたとき。・許可の効力を失ったとき。・許可を受けないで河川の流水面又は敷地の占有等を行った場合において、工作物を撤去等する旨命令されたとき。
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000021522.html
備考	